パイプたばこ	AL FAKHER Berry	1000.0ｇ	箱	アラブ首長国連邦	24,800円
パイプたばこ	AL FAKHER Blueberry	1000.0ｇ	箱	アラブ首長国連邦	24,800円
パイプたばこ	AL FAKHER Coconut	1000.0ｇ	箱	アラブ首長国連邦	24,800円
パイプたばこ	AL FAKHER Energy Drink	1000.0ｇ	箱	アラブ首長国連邦	24,800円
パイプたばこ	AL FAKHER Fresh	1000.0ｇ	箱	アラブ首長国連邦	24,800円
パイプたばこ	AL FAKHER Grape	1000.0ｇ	箱	アラブ首長国連邦	24,800円
パイプたばこ	AL FAKHER Grape Fruit	1000.0ｇ	箱	アラブ首長国連邦	24,800円
パイプたばこ	AL FAKHER Guava	1000.0ｇ	箱	アラブ首長国連邦	24,800円
パイプたばこ	AL FAKHER Jasmine	1000.0ｇ	箱	アラブ首長国連邦	24,800円
パイプたばこ	AL FAKHER Kiwi	1000.0ｇ	箱	アラブ首長国連邦	24,800円
パイプたばこ	AL FAKHER Lemon	1000.0ｇ	箱	アラブ首長国連邦	24,800円
パイプたばこ	AL FAKHER Mango	1000.0ｇ	箱	アラブ首長国連邦	24,800円
パイプたばこ	AL FAKHER Melon	1000.0ｇ	箱	アラブ首長国連邦	24,800円
パイプたばこ	AL FAKHER Mint	1000.0ｇ	箱	アラブ首長国連邦	24,800円
パイプたばこ	AL FAKHER Orange	1000.0ｇ	箱	アラブ首長国連邦	24,800円
パイプたばこ	AL FAKHER Peach	1000.0ｇ	箱	アラブ首長国連邦	24,800円
パイプたばこ	AL FAKHER Two Apples	1000.0ｇ	箱	アラブ首長国連邦	24,800円
パイプたばこ	AL FAKHER Vanilla	1000.0ｇ	箱	アラブ首長国連邦	24,800円
パイプたばこ	AL FAKHER Watermelon	1000.0ｇ	箱	アラブ首長国連邦	24,800円

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成３０年（フ）第５５号

青森県八戸市大字尻内町字法霊１番地１

債務者　西村由希恵

1　決定年月日時　平成30年５月31日午前10時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。

3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4　免責意見申述期間　平成30年７月30日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成３０年（フ）第８号

岩手県遠野市松崎町白岩23地割16番地４

債務者　沼崎　邦安

1　決定年月日時　平成30年５月30日午後４時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。

3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4　免責意見申述期間　平成30年７月30日まで
盛岡地方裁判所遠野支部破産再生係

平成２９年（フ）第９９３号

宮城県大崎市松山金谷字金田123番地15、従前の住所仙台市泉区松森内町69－１　レオパレスさくら102

債務者　佐藤絵里香

1　決定年月日時　平成30年５月30日午後５時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。

3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4　免責意見申述期間　平成30年７月30日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成３０年（フ）第２４３号

宮城県名取市手倉田字堰根356番地の４　メゾン・サントウＣ棟103号

債務者　佐藤兼太郎

1　決定年月日時　平成30年５月30日午後５時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。

3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4　免責意見申述期間　平成30年７月30日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成３０年（フ）第２９３号

仙台市太白区長町南４丁目27番18号　コーポサイトーＢ棟103

債務者　小寺　博之

1　決定年月日時　平成30年５月30日午後５時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。

3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4　免責意見申述期間　平成30年７月30日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成３０年（フ）第３３２号

仙台市青葉区鷺ケ森２丁目１番38号　ロングランスカイヒルズ101、従前の住所仙台市青葉区東勝山１丁目４番２号

債務者　菅原ひとみ

1　決定年月日時　平成30年５月30日午後５時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。

3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4　免責意見申述期間　平成30年７月30日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成３０年（フ）第３４４号

仙台市青葉区梅田町１番20―604号

債務者　千葉　　弘

1　決定年月日時　平成30年５月30日午後５時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。

3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4　免責意見申述期間　平成30年７月30日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係